

財政局契約第二課の自動車修理・点検発注における「公募型見積合せ参加登録」について

財政局契約第二課では10万円以上160万円以下の自動車修理・点検発注において、横浜市公募型見積合せ実施要綱に基づき「公募型見積合せ」を実施しています。

「公募型見積合せ」に参加を御希望される方については、事前に「公募型見積合せ参加登録」の申請をしていただく必要があります（一部案件を除きます）。

1 公募型見積合せ参加登録対象種目、所在地区区分及び希望順位、許認可

対象種目	登録対象所在地区区分及び希望順位	許認可
201 自動車修理・点検	市内第1位	自動車分解整備事業認証

2 許認可について

種目「201 自動車修理・点検」のうち細目G「タイヤ整備」及び細目Z「その他」については「自動車分解整備事業認証」の提出が任意となります。

タイヤ整備の案件に参加を希望される方は、種目「201 自動車修理・点検」の細目「G タイヤ整備」に御登録ください。

種目	細目	許認可等名称	根拠法令	任意・必須
201 自動車修理・点検	すべての細目	指定自動車整備事業指定	道路運送車両法 第94条の2第1項	任意
		検査業者登録	労働安全衛生法 第54条の3第1項	
	A 小型車	自動車分解整備事業認証	道路運送車両法 第78条第1項	必須
	B 中型車			
	C 大型車			
	D 一般乗合自動車 (バス)			
	E 軽自動車			
G タイヤ整備	自動車分解整備事業認証	道路運送車両法 第78条第1項	任意	
Z その他				

3 公募型見積合せ参加登録の手続きについて

以下の書類を財政局契約第二課へ御提出ください。登録が認められた事業者の方には、公募型見積合せ参加登録通知書を交付します。

また、自動車分解整備事業の認証等に変更があった方については、改めて以下の書類を速やかに御提出ください。

(1) 提出書類

- ア 公募型見積合せ参加登録申請書
- イ 自動車分解整備事業の認証の写し
- ウ 自動車分解整備事業認証状況届出書

※ ア、ウの様式については横浜市ホームページ「ヨコハマ・入札のとびら」の下記URLからダウンロードしてください。

<http://keiyaku.city.yokohama.lg.jp/epco/servlet/p?job=DownloadList>

(2) 提出方法

直接持参又は郵送となります。書類を郵送される場合は、書類提出前に財政局契約部契約第二課自動車修理・点検担当へ御連絡ください。

(3) 受付期間

随時

問合せ先：財政局契約第二課 自動車修理・点検担当 TEL671-2249
--